

赤 監 第 45 号
令和2年 3月 25日

赤 磬 市 長 友 實 武 則 殿
赤 磬 市 議 会 議 長 金 谷 文 則 殿

赤 磬 市 監 査 委 員 本 莊 司 郎
赤 磬 市 監 査 委 員 松 田 勲

財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体について監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和元年度財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査

2 監査の期日

令和2年2月18日（火）

3 監査の対象

財政援助団体 社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会
所管部署 保健福祉部 社会福祉課

4 監査対象期間

平成31年4月1日～令和2年1月31日

5 監査の対象事項

赤磐市が監査対象期間に交付した補助金に係る出納その他の事務

6 監査方法

赤磐市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、書面調査等を実施するとともに、団体事務局職員及び当該補助金所管課（社会福祉課）職員の出席のもと、関係資料に基づき説明を受け実施した。

第2 監査対象の概要

1 補助金の名称及び交付額

補助金の名称	交付額（円）
赤磐市社会福祉協議会運営費補助金	87,725,000
山陽老人福祉センター運営費補助金	44,414,000
合 計	132,139,000

（平成31年4月1日～令和2年1月31日）

2 補助金の交付根拠

赤磐市社会福祉法人の助成に関する条例
赤磐市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則

3 団体の概要

(1) 設立目的

赤磐市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

(2) 実施事業

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
- キ 居宅介護等事業の経営
- ク 老人福祉センターの経営
- ケ 山陽総合福祉センターの経営
- コ 山陽高齢者生きがいセンターの経営
- サ 赤坂福祉サービスセンター「春の家」の経営
- シ 老人デイサービス事業の経営
- ス 居宅介護支援事業
- セ 生活福祉資金貸付事業
- ソ 福祉サービス利用援助事業
- タ 障害福祉サービス事業の経営
- チ 地域活動支援センター「ももっこ作業所」の経営
- ツ 自立相談支援事業
- テ 家計相談支援事業
- ト 被保護者就労支援事業
- ナ 介護保険法に基づく第1号事業
- ニ 生活支援コーディネーター事業
- ヌ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(3) 役員及び職員数（令和2年1月1日現在）

役員 会長1名、副会長2名、理事9名、監事2名、評議員20名

職員 正職員39名、嘱託職員5名、臨時職員5名、パート職員52名、登録職員20名

第3 監査の結果

補助金の収受については、社会福祉課所管の補助金交付申請書、交付決定通知書等の書類をもとに、団体の会計帳票及び通帳(写し)に補助金の収受が正確に記録されていることを確認した。

また、当補助金は、事業計画に沿って適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

第4 意見

人口減少、少子高齢化の加速、地域格差の拡大などの影響から、家族や地域社会のあり方も大きく変化しており、失業や疾病、家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥る人や、懸命に働いても貧困から抜け出せない人がいるなど個人の力だけでは解決できない状況が生じている。

その様な状況の中で、社会福祉協議会は地域社会の中心的な担い手として福祉事業を展開し、その役割はますます重要なものとなってきている。

国や市が、補助金の見直しなど行財政改革に取り組んでいる中、社会福祉協議会においても、継続して適切な事業評価や経費の削減などによる効率化と人件費の適正化を図るとともに、自主財源の確保など、安定した財務運営に努め、より一層、地域福祉活動を推進されるよう期待する。